

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社及びグループ会社は株主重視を経営の基本理念とし、株主から経営を付託された経営陣の強い使命感、高い企業倫理観に基づくコンプライアンス経営を実現するため、経営の効率性、透明性を向上させ、株主の視点に立って企業価値を最大化することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社は監査役会設置会社であります。コーポレート・ガバナンスの仕組みとして指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社制度が導入されておりますが、当社では経営監視と業務執行は実質上区分されておりますので、従来どおり監査役制度を引き続き採用しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 政策保有株式】

##### （保有方針）

当社が事業を行うエレクトロニクス産業業界は、完成品メーカーから部品メーカーまで裾野が広く、開発・調達・生産・物流・販売において直接的あるいは間接的に他社と連携する必要があります。このため当社は、事業戦略やアライアンス戦略等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点から政策保有株式を保有しております。

個別の政策保有株式については、中長期的な視点で当社の事業戦略や保有先との事業上の関係なども考慮しつつ、その保有の適否について毎年定期的に取り締役に検証いたします。また、検証の結果、保有に不適さいと判断した場合には、当該保有を縮減いたします。

##### （検証方法）

保有先との「年間の取引規模」、「直近3年間の取引動向」及び「投資額に対する取引規模」を評価指標とし、上述の保有目的に照らして要否を検証しております。なお、取引規模等は、保有先企業の連結ベースで判断しております。

##### （議決権行使）

政策保有株式に係る議決権行使に関しては、議案ごとに、当該企業の中長期的な企業価値向上に資するかどうか、当社の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうか、との総合的な観点から賛否を判断し、行使いたします。その具体的な基準につきましては当社ウェブサイトを開示しております。

（政策保有株式に係る議決権行使に関する基準：<https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/governance.html>）

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員及び役員が実質的に支配する法人との取引、競業取引及び他の会社の役員兼務等の利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

#### 【補充原則2-3 サステナビリティ課題への対応】

サステナビリティの方針は当社の企業理念であるミッション・ビジョン・ガイドラインとそれに基づくタムラグループ行動規範で示しております。また、当社の中期経営計画においては、サステナビリティ戦略は事業戦略と統合した形で、マテリアリティを軸に展開していく方針であります。その活動内容は、「GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード」やISOガイドライン規格「ISO26000」等を参考に構成した当社ウェブサイトや「タムラコーポレーションレポート」で公表しております。

#### 【補充原則2-4 多様性の確保】

当社グループでは、「人が憧れる会社」、「人が集まる会社」を目指し、人材について重視してまいりました。

2022年4月から2025年3月までの3年間を対象とする第13次中期経営計画においては、事業戦略とサステナビリティ戦略の統合を更に深化させ、人材戦略についても更に力を入れていく方針であります。

サステナビリティ戦略は、8項目のマテリアリティを軸に展開する計画であり、その項目の1つとして「働きがいの実現」を掲げております。働きがいの改革及び中核人材の多様性確保という2つの施策を推進してまいります。

人材の多様性は、グローバルなステークホルダーの期待に応えるためにも必須と考えており、第13次中期経営計画では、相対的に多様性の低い日本国内の改善を優先的に進めてまいります。2025年3月期において、日本国内における当社単体ベースの中核人材（管理職）中の女性比率を10%、外国人比率を5%、中途採用者比率を50%まで、それぞれ引き上げることを目標にしております。

#### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、タムラ製作所企業年金基金を通じて、年金給付等を将来にわたり確実にを行うため、安定的かつ効率的に収益を確保できるよう、当該企業年金基金にて「運用基本方針」を策定し、年金資産の運用を行っております。当該企業年金基金の資産運用に関する意思決定は、理事会及び代議員会において審議しており、企業年金の運用に適切な資質をもった人材を運用執行理事として選出しております。また、実際の年金基金の運用は日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明している金融機関等に委託しており、当該金融機関等の取組みをスチュワードシップ活動報告書にて確認しております。また、企業年金基金加入者が閲覧できるようイントラネットに関連情報を提供しております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) a. 経営理念

当社は企業理念としてミッション・ビジョン・ガイドラインを制定し当社ウェブサイトに開示しております。  
(ミッション・ビジョン・ガイドライン: <https://www.tamura-ss.co.jp/jp/corporate/idea/index.html>)

(1)b. 経営戦略、経営計画

中期経営計画を当社ウェブサイトにて開示しております。

(中期経営計画: <https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/report/sonota.html>)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

前掲「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 取締役の報酬決定の方針と手続

後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

(4) 取締役・監査役候補の選解任の方針と手続

後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・解任・指名の説明

社外取締役及び社外監査役の選任理由については、それぞれ後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりであります。なお、候補者全員の各々の略歴及び選任理由については、株主総会において候補者を提案する都度、株主総会招集通知において開示しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取り組みの開示】

当社グループでは、2022年4月から2025年3月までの3年間を対象とする第13次中期経営計画において、事業戦略とサステナビリティ戦略の統合を更に深化させていく方針であります。

サステナビリティ戦略は、持続的な事業成長、製品品質の向上、適正なサプライチェーン、コンプライアンス、働きがいの実現、地域社会との共生、地球環境保全・脱炭素社会の実現への貢献、及び情報開示の充実という、8項目のマテリアリティを軸に展開する計画であります。項目ごとにKPIと2025年3月期の目標を設定しています。

気候変動への取組みに関しても、マテリアリティの1項目と位置付けており、「サステナビリティ貢献製品」比率27%及び温室効果ガス(スコープ1&2)の33%以上削減(2013年対比)という目標に向けて施策を進めてまいります。

当社グループにおいては、気候変動に伴う移行リスク・物理リスクはあるものの、主力事業が市場機会拡大の恩恵を受けられるものと認識しております。TCFDを参照した、気候変動に関する機会とリスク等の情報は、当社ウェブサイト(<https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/activity/object.html>)を参照ください。

また、中期経営計画は当社グループのウェブサイト(<https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/report/sonota.html>)で公開しているほか、株主総会招集通知等でも開示しております。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲の明確化】

当社は、取締役会規則、職務権限規程等に基づき、取締役会で判断・決議する事項と、執行役員への委任事項を定めており、経営の監督と執行の分離を図っております。その概要については、当社ウェブサイトやコーポレート・ガバナンス報告書等にて開示しております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。

常務会は、当社及び当社グループ各社における重要事項を協議、決定又は報告することにより、代表取締役及び取締役会を補佐し、経営判断のスピードアップを図っております。

経営会議は、各事業部門長が議長となり、取締役会が指名した執行役員や経営幹部で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や事業計画に基づく施策の対策を協議しております。経営会議の結果は、取締役会及び監査役会に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしております。

事業分野毎の会議体は、事業部門長が議長となり、事業分野内の執行役員及び部門長等で構成され、事業分野内での経営課題や業務執行に関して協議を行っております。

執行役員は、各担当分野において、取締役会等で決定された方針に基づき、業務遂行を行う責任を負っております。

(当社のコーポレートガバナンス体制: <https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/governance/index.html>)

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、取締役会の3分の1以上となる独立社外取締役を3名選任しております。独立社外取締役は、各人の豊富な経験や高い知見をもとに、独立・中立な立場で取締役会の議論に積極的に参加し、企業価値向上に貢献しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独自の「社外役員の独立性基準」を定め、当社ウェブサイトにて開示しております。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しております。

(社外役員の独立性基準: <https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/governance.html>)

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

当社は、役員等の指名及び報酬について公正・透明に決定するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、年に数回開催しております。委員会は代表取締役2名及び独立社外取締役3名で構成され、筆頭社外取締役を委員長としております。詳細につきましては、後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」を参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

社外取締役及び社外監査役は、当社の社外役員の選任基準である「社外役員の独立性基準」に基づき選任を行っております。また、社外取締役は、企業経営経験、行政監督経験、弁護士等の多様な専門性を、社外監査役は弁護士、公認会計士の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督の立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

詳細は後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」、並びに、別紙「取締役及び監査役の主要な経験分野・専門性」(スキルマトリックス)を参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

社外取締役及び社外監査役は他の上場企業の役員を兼任しています。兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じ開示しています。

社外取締役は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役を兼任していますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場

会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっております。

社外監査役2名中1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役・社外監査役を兼任しておりますが、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性の分析・評価】

当社取締役会は、取締役会の実効性をより一層向上させる取り組みの一環として、毎年、取締役会の実効性評価を行い、その概要を開示しております。

2022年3月期については、任意で設置している指名・報酬諮問委員会を含む、取締役会全体の実効性の評価を行いました。全ての取締役・監査役を対象に、選択回答式と自由回答式を併用した無記名(ただし、社内役員・社外役員は分別)でのアンケート調査、回答の集計及び分析評価を外部機関に委託して実施いたしました。同年6月21日開催の取締役会において、結果の報告を受け、改善策等について議論を行いました。

2022年3月期の取締役会実効性評価の概要は以下のとおりであります。

- ・前年に引き続き、各取締役・監査役から、多くの建設的・意欲的な意見が出され、全体的に肯定的な評価がなされました。
- ・また、取締役会が適切に運営されていることが確認されました。更に、リスク管理体制が適切に整備されていること、その運用状況が適切に監督されていること、社外取締役・社外監査役が取締役会における建設的な議論に貢献していること、取締役会が課題について多角的かつ十分な検討を行っていること、経営陣幹部の意思決定を支援していること等も確認されました。これらを踏まえ、当社取締役会の実効性が確保されていることを確認いたしました。
- ・前年度(2021年3月期)の実効性評価に基づく改善については、議論の質をより高めるための会議運営方法や情報提供の方法等に関して、取り組みの成果が着実に上がっていることが確認されました。
- ・ただし、取締役会における審議時間、経営陣の後継計画についての議論、及び役員へのトレーニングについては、更なる改善が期待されており、今後も一層の取組を継続すべきであることを確認いたしました。
- ・今後も、取締役会の実効性をより一層向上させるべく、取締役会の機能発揮や中核人材の多様性確保等、当社の持続的成長に資する取組を継続的に改善してまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社の取締役、監査役は、それぞれの役割・責務を果たすために必要と思われる知識の習得・確認、更新等の研鑽に努めております。新任取締役、新任監査役は、就任時に社内研修を受けております。社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会での情報提供に加えて、適宜主要事業所の往査機会の提供や常勤監査役からの情報提供などにより、当社の事業の状況や経営課題等に関して情報を得られるようにしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との対話(面談)申込みに対しては、IR担当部門を設置し対応を行っております。更に、株主との対話を促進するために、半期に1回、決算発表日後、数日以内にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、その資料は東京証券取引所へ開示し、また、当社ウェブサイトに掲載しております。

(決算説明会資料: <https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/report/sonota.html>)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,682,000	10.56
タムラ協力企業持株会	3,474,856	4.22
株式会社三井住友銀行	3,200,466	3.89
株式会社みずほ銀行	1,999,861	2.43
株式会社りそな銀行	1,911,373	2.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	1,863,500	2.26
三井住友信託銀行株式会社	1,412,000	1.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,224,300	1.49
タムラ製作所従業員持株会	1,128,162	1.37
田村 直樹	1,065,384	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、2022年3月31日現在の状況であります。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <span style="background-color: orange;">更新</span>	東京 プライム
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社及び上場子会社を有していません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
蓑宮 武夫	他の会社の出身者													
窪田 明	他の会社の出身者													
渋村 晴子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
衰宮 武夫		<p>2006年6月までソニー(株)(現ソニーグループ(株))の執行役員上席常務、かつソニーイーエムシーエス(株)の副社長でありました。</p> <p>当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。</p>	<p>衰宮武夫氏は、日本を代表するグローバル企業の他複数企業の経営者など要職を歴任し、国際的な企業経営、経営管理に関する幅広い高度な知見・経験を有しております。</p> <p>同氏が当社社外取締役に2007年6月に就任した経緯は、当該取引先からの紹介あるいは斡旋等を受けたものではなく、取引先出身であることを配慮したものでなく、過去においても当社が当該取引先から役員を受け入れた事実もありません。同氏はソニー(株)(現ソニーグループ(株))の執行役員上席常務、ソニーイーエムシーエス(株)の副社長を退任後、1年を経過した後に当社の社外取締役に就任しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。</p> <p>また、同氏は社外取締役に就任して以来、取締役会又はその他の重要会議において幅広い経験・知識に基づき客観的な視点により対応しており、当該取引先の意向を踏まえた対応を行ったことはありません。</p>
窪田 明		<p>2017年3月までオリンパス(株)の常務執行役員でありました。</p> <p>当社と同社の間には営業取引関係がありますが、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。</p>	<p>窪田明氏は、行政機関において幅広い経験を積むとともに、グローバルに事業を展開する企業の経営に携わり、積極的かつ幅広い事業展開の経験と経営に関する見識を有しております。</p> <p>当社グループとオリンパス(株)との営業取引関係は左記のとおりであり、また、同氏の当社取締役就任は同社を退職してから1年以上経過していることから、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。</p>
渋村 晴子		<p>当社取締役就任(2018年6月)以前に法律面での助言を受けておりましたが、就任以前過去3事業年度において同氏が当社から収受した対価の額は、年間1000万円未満であり、その規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。</p> <p>なお、当社取締役就任以後の事業年度においては、当社グループより役員報酬以外の報酬を受けた事実はありません。</p>	<p>渋村晴子氏は、弁護士としてコーポレートガバナンス、危機管理、リスク管理、CSRを含む企業法務全般に関する豊富な経験と見識を有しております。</p> <p>独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

役員・経営幹部の指名・報酬を検討し諮問する委員会であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査については、2007年6月28日開催の株主総会において、新日本監査法人を会計監査人に選任いたしております。なお、2008年7月1日をもって、新日本監査法人は有限責任化し新日本有限責任監査法人となり、2018年7月1日をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

監査役会は会計監査人と監査計画等についてミーティングを実施し、四半期毎の会計監査に関する報告及び説明を受け、相互連携した監査を行っております。監査上の主要な検討事項(KAM)の検討については、第1四半期レビュー時以降、会計監査人と候補になり得る項目及びその選定理由に関して意見交換を行いました。

内部監査部門とは、年度の監査計画を協議するなどコミュニケーションを図り、内部統制に係る事項について必要に応じ報告及び説明を受けております。常勤監査役は全ての内部監査に同行し、社外監査役は計画した監査先に同行しており、当社及びグループ会社の主要な事業所において業務及び財務の状況、コンプライアンス管理等を調査しております。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により2021年度期首に計画した海外子会社往査に関しては時差が大きい拠点は行わず、中国・アセアン等の海外子会社に対してはWeb会議を活用したりリモート監査を行いました。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
守屋 宏一	弁護士													
戸田 厚司	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
守屋 宏一		該当事項はありません。	専門的見地(法務)より監査を行うため選任しております。 独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。
戸田 厚司		該当事項はありません。	専門的見地(財務・会計・税務)より監査を行うため選任しております。 独立性判断基準の各項目に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者と判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

## 該当項目に関する補足説明 更新

当社は、「業績連動型報酬制度」並びに「株式報酬制度(社外取締役を除く)」を導入しております。

「その他」は「株式報酬制度」を指し、2022年6月28日開催の第99期定時株主総会において導入を決議いただいております。また、同時に「ストックオプション制度(社外取締役を除く)」を廃止しております。

「業績連動型報酬制度」は、収益性向上と株主価値向上の評価視点より、売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益・ROA・ROE等を評価指標とし、業績に連動した報酬としております。

「株式報酬制度」は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が当社取締役(社外取締役を除く)に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて当該取締役に対して交付される、という制度であります。本制度に基づき付与するポイントは、役位等に応じて付与する固定ポイント、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与する業績連動ポイントの2種類であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

ストックオプション制度は2022年6月に廃止したため、今後新たなストックオプションの付与は行いません。但し、従前のストックオプションを保有する取締役及び執行役員が退任時に行うストックオプションの権利行使は、現在ストックオプションを保有する取締役及び執行役員が全員退任するまでの期間継続いたします。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に取締役報酬を社内・社外別に総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員(執行役員を除く)が当社及び連結子会社から受ける報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針は次のとおりであります。

(1) 取締役の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第99期定時株主総会において年額250百万円以内(確定金銭報酬として年額200百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)、ただし、使用人分給とは含まない。)と決議いただいております。

(2) (1)の報酬限度額とは別枠で、取締役に対する株式報酬制度の導入を第99期定時株主総会において決議いただいております。

a. 株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、固定ポイント見合いの当社株式の取得資金については固定ポイント期間に30百万円、業績連動ポイント見合いの当社株式の取得資金については業績連動ポイント期間に102百万円をそれぞれ上限とする金銭を各対象期間中に在任する取締役に対する報酬として本信託に信託いたします。

b. 取締役に交付される当社株式の上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、固定ポイント及び業績連動ポイントを付与します。なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、固定ポイントについては1事業年度あたり25,000ポイント、業績連動ポイントについては当初の業績連動ポイント期間(3事業年度)に對し258,000ポイントを上限といたします。

(3) 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第83期定時株主総会において年額48百万円以内と決議いただいております。

(4) 取締役の報酬は取締役報酬規程に則り、公正・透明性の確保のため、社外取締役が過半数を占め、かつ、筆頭社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。監査役の報酬は社外監査役を含む監査役会にて決定しております。

(5) 取締役報酬規程において、取締役の報酬は月額報酬・業績連動報酬・株式報酬に区分し、また取締役賞与の業績連動に伴う役員別支給比率を規定しております。

また、取締役の種類別の報酬割合は、各事業年度における業績の向上並びに中長期的な企業価値の増大に向けた健全なインセンティブの付与に資するように決定する方針としております。

なお、報酬等の種類毎の比率の目安は、KPIを100%達成の場合、取締役(社外取締役を除く)は月額報酬64%・業績連動報酬26%・株式報酬5%、社外取締役は月額報酬100%となります。

(6) 監査役報酬規程において、監査役の月額報酬は株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役の協議にて決定されると規定しております。

(7) 当社は2005年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、第82期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に對するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役による社外役員意見交換会を随時おこなっており、情報共有・連携を取る仕組みを作っております。

社外取締役又は社外監査役を補佐する専門担当セクション又は専従スタッフは置いておりませんが、各担当セクションが補佐又は情報伝達する体制を整えております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### < 現状の体制の概要 >

#### ・当社における会議・委員会等の概要

当社における業務執行、監査・監督、報酬決定等の機能を実現するための会議・委員会等の概要は次のとおりであります。

- (取締役会) 毎月1回定時取締役会を開催、必要に応じて臨時取締役会を随時開催いたします。
- (監査役会) 毎年3回定時開催、必要に応じて臨時監査役会を随時開催いたします。
- (常務会) 常務執行役員以上で構成し、毎月2回開催し、経営判断のスピードアップを図っております。
- (経営会議) 取締役、執行役員及び各部門責任者等による当社及びグループの業務執行・経営監視に関する会議で事業セグメントごとに年に6回程度開催いたします。
- (指名・報酬諮問委員会) 代表取締役・社外取締役で構成される委員会、年に数回開催いたします。

#### ・グループ各社における会議の実施状況

重要な子会社については当社の役員が子会社の役員を兼務しており、定期的に取り締役会を開催しております。

#### ・監査役監査の状況

当社の監査役規則・監査役監査基準に沿った監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、全監査役が常時取締役会に出席し意見を述べるとともに、代表取締役及び社外取締役との定期的な会合を四半期毎に行っております。

常勤監査役は経営会議等に常時出席し、子会社の監査役を兼務している会社の取締役会に出席、会計監査人非設置会社においては計算書類等の監査も行っております。また、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、社外監査役にその都度連絡するなど日常執行状況を共有化しております。

#### ・当社における会計監査の状況

当社は、2007年6月28日開催の株主総会において、新日本監査法人を会計監査人に選任いたしております。なお、2008年7月1日をもって、新日本監査法人は有限責任化し新日本有限責任監査法人となり、2018年7月1日をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。当該監査業務を執行する公認会計士は、廣田剛樹氏(継続監査年数5年)及び池田洋平氏(継続監査年数3年)であります。また、監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等4名、その他9名で構成されております。

#### ・取締役、監査役の報酬決定の方針と手続

取締役の報酬は取締役報酬規程により、監査役の報酬は監査役報酬規程により定めております。当規程に則り、公正・透明性の確保のため、取締役の報酬は社外取締役が過半数を占め、かつ、筆頭社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会にて審議し、取締役会で決定しております。監査役の報酬は社外監査役を含む監査役の協議にて決定しております。

#### ・取締役、監査役候補の指名の方針と手続

##### [取締役候補者]

執行役員制度を導入し執行と監督を分離することで、取締役会が機能する適正な人数規模となるようにしております。

当社の事業内容、規模、経営環境等を考慮し、取締役会の機能の発揮に貢献できる知識・経験と資質を有する人材を、取締役会全体のバランス、多様性に配慮した上で取締役候補者として選任しております。

また、3分の1以上の社外取締役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて取締役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会において慎重に審議し、決定しております。

##### [監査役候補者]

当社の事業内容、規模、経営環境及び監査体制等を考慮し、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる資質を有し、また経営管理、事業運営に関する豊富な知識・経験を有する人材を、監査役候補者として選任しております。

また、監査役の半数以上は社外監査役を選任するものとし、幅広い多様な分野に人材を求め、東京証券取引所及び当社の定める独立性基準を満たす者を候補者とするよう努めております。

指名・報酬諮問委員会にて監査役指名基準に基づいて候補者を推薦し、取締役会による慎重な審議・決議を経て監査役会に提案し、同意を得て決定しております。

##### [選解任]

取締役(社外取締役を含む)及び監査役(社外監査役を含む)並びに執行役員の選解任にあたっては、役員等選解任基準にて定める選解任基準を踏まえ、取締役会において、指名・報酬諮問委員会の答申を得て、慎重に審議しております。

#### ・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役(菅宮武夫氏、窪田明氏、洪村晴子氏)、常勤監査役(横山雄治氏)、社外監査役(守屋宏一氏、戸田厚司氏)及び会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、当社は2015年6月26日開催の第92期定時株主総会において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更に係る定款一部変更の決議をいただいております。これにより、業務執行を行わない取締役及び監査役と責任限定契約を締結することができることとなり、常勤監査役と責任限定契約を締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、[参考資料: 模式図]にあるとおり、取締役会(8名)における業務執行が有効に機能するよう社外取締役(3名)を選任し、監査役会(3名、うち社外監査役2名)と連携し、全体として有効なコーポレート・ガバナンス体制を維持するべく、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株式会社東京証券取引所および当社ウェブサイトに株主総会招集通知を発送日に先行して掲載し、早期の情報提供に努めております。当社第99期(2022年3月期)定時株主総会の招集通知については、2022年6月10日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主名簿管理人が提供する議決権電子行使環境の導入及び株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへの参加により、インターネットによる議決権の行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)を英文で提供しております。
その他	<p>当社第99期定時株主総会は2022年6月28日(火)に開催いたし、下記の決議事項は全て承認可決されました。</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件            第2号議案 定款一部変更の件            第3号議案 取締役の報酬額改定の件            第3号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件</p>

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、決算発表日後、数日以内にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>(<a href="https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/">https://www.tamura-ss.co.jp/jp/finance/</a>)において下記の投資家向け情報を掲載しております。</p> <p>決算短信(四半期情報含む)            有価証券報告書(四半期報告書含む)            株主通信(中間報告含む)            決算説明会資料            株主総会資料            財務情報            株式情報            適時開示資料            コーポレート・ガバナンス報告書</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートガバナンス推進本部にてIR活動を推進しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社及びグループ各社は、「コーポレートスローガン」で定める「オンリーワンカンパニーの実現を目指す」に向けミッションとビジョンを明確にし、ガイドラインを指針としております。さらに具体的行動を17項目の「タムラグループ行動規範」として制定し、ステークホルダーの立場の尊重を明確にしております。</p> <p>「コーポレートスローガン」及び「タムラグループ行動規範」については当社ウェブサイト参照ください。  <a href="https://www.tamura-ss.co.jp/jp/corporate/idea/index.html">https://www.tamura-ss.co.jp/jp/corporate/idea/index.html</a></p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>(1) 環境保全、CSRの推進担当部門を設置しグループ全体で取り組んでおります。その結果は、毎年報告書および当社ウェブサイトで公開しております。  <a href="https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/index.html">https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/index.html</a></p> <p>(2) 「調達ガイドライン」を制定し、取引先様へCSR調達の推進をお願いしております。「調達ガイドライン」については当社ウェブサイト参照ください。  <a href="https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/procurement/index.html">https://www.tamura-ss.co.jp/jp/csr/procurement/index.html</a></p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

タムラグループ各社(以下、「タムラグループ」という)においては、経営コントロールの強化を実現するための内部統制システムの目的を「経営の安定化及び効率化」、「適正な説明責任の実行」、「法規制と内部規程の遵守」とし、「リスクマネジメント」、「コンプライアンス」、「内部監査」をその実現手段として捉え、以下に述べる体制を構築しております。

(1) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- a. 「情報管理規程」に基づき、タムラグループ各社の取締役の職務の執行に係る情報を保存及び管理しております。保存媒体に応じて秘密保持に万全を期し、適時に閲覧等のアクセスが可能な検索性の高いシステムを確立しております。
- b. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、タムラグループ各社は、「子会社管理規程」及び「情報管理規程」に準拠し、報告体制を確立しております。

(2) タムラグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

タムラグループにおける損失の危険の管理のために、「リスク管理規程」を制定し、タムラグループに損失の危険を及ぼす諸事情が速やかに経営陣に伝達される体制として「アラームエスカレーションルール」の仕組みを構築し、タムラグループ内に周知徹底しております。

経営陣は当該諸事情に対して即対応しており、かつ重大な経営危機が発生したときは代表取締役が対策本部を直ちに設置し、タムラグループが被る損害を最小限にとどめる体制を構築しております。

(3) タムラグループ各社における取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を月1回定時に、必要に応じて随時に開催し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、法令で定められた決議事項のほか、経営に関する重要事項を決定又は修正し、かつ重要事項について担当取締役及び担当執行役員より状況報告を受けております。併せて、取締役会において個々の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。

また、当社は、タムラグループ各社の業務執行・経営監視に関する経営会議を定期的開催し、代表取締役は、経営方針及び経営戦略に関わる重要事項について、執行役員又は各部門責任者から報告を受け、詳細な状況確認を行うとともに、経営の意思決定と業務執行の乖離を防止しております。

- b. 当社は「執行役員制度」を採用し、経営の意思決定を速め、取締役の職務執行の効率化に資する体制にしております。
- c. 当社の総監査本部は、「内部監査規程」に基づきタムラグループ各社に対して監査を実施し、代表取締役は、その結果及び改善すべき事項の報告を受け、その内容を取締役会において報告しております。
- d. グループ会社においては、定期的に取締役会を開催し、当該グループ会社の経営の基本方針の決定を行うとともに、当該グループ会社の取締役の職務執行を監督しております。また、当該グループ会社の傘下に別のグループ会社が存在する場合、傘下のグループ会社の重要決定事項の承認を行っております。

(4) タムラグループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. タムラグループの企業理念「ミッション・ビジョン・ガイドライン」に則り定めた「倫理法令遵守規程」に基づき、タムラグループの全ての取締役及び使用人に、法令等、社会規範、タムラグループ各社の定款及び規程類、並びに企業倫理を遵守させるべく体制を整備しております。

また、「CSR・コンプライアンス組織規程」に基づき、代表取締役を委員長とするCSR経営委員会を組織して、コンプライアンスを包括したCSR推進体制を確立、浸透及び強化し、かつ内部統制システムの構築、維持及び向上を推進しております。

更に、タムラグループにおいて、業務遂行上発生し得る違法行為等若しくはその恐れのある行為に関するタムラグループ内部からの通報又は相談先として内部通報窓口を設置し、タムラグループの取締役及び使用人の適法性を確保するために適時に対応できる体制の維持及び強化を図っております。加えて、内部通報窓口として、タムラグループ内部の人員が対応する「社内窓口」とは別に、タムラグループの業務執行ラインから独立した立場の社外取締役及び監査役が対応する「独立窓口」を設置し、通報者が自由に選択できるシステムとしております。

- b. 当社の総監査本部は、「内部監査規程」に基づき、会計監査、業務監査、コンプライアンス監査、情報システム監査、特命監査及び「内部統制基本規程」に基づく内部統制評価を行っております。
- c. 取締役は、使用人による「倫理法令遵守規程」に定めた遵守事項に係る違反等に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに前述の「アラームエスカレーションルール」に則った報告を上げ、併せて遅滞なく当社の取締役会及び監査役会に報告しております。
- d. 監査役は、タムラグループのコンプライアンス体制全般の運用に問題があると認めるときは、担当取締役及びCSR推進本部に改善策の策定を求めることができるようになっております。

(5) タムラグループにおける業務の適正を確保するための体制

- a. タムラグループにおける業務の適正を確保するため、タムラグループ全てに適用する企業理念として「ミッション・ビジョン・ガイドライン」を定め、更にガイドラインの内容を具体的に「タムラグループ行動規範」として示し、タムラグループ内に周知しております。

- b. タムラグループにおける業務の適正を確保するためには、タムラグループの企業理念「ミッション・ビジョン」を取引先にご理解いただくことが不可欠との考えのもと、この内容を具体的に「タムラグループ調達ガイドライン」としてまとめ、お示ししております。

- c. タムラグループ各社の業務に関する重要な情報については、「子会社管理規程」に基づき、報告責任のある当社取締役が定期的又は適時に当社取締役会に上程し、承認を受け、あるいは報告して意見交換を行っております。

- d. 当社の取締役が、必要に応じてグループ会社の取締役を兼務することにより、タムラグループの業務の適正な遂行を確保できるようにするとともに、グループ会社において、法令違反等コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」を適用するとともに、当社の取締役会及び監査役会に対して、遅滞なく報告することになっております。

- e. グループ会社は、当社からの経営管理及び指導等の内容にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には、直ちに「アラームエスカレーションルール」を適用するとともに、当社の取締役会及び監査役会に報告することになっております。

- f. 当社の総監査本部は、監査役と協力して、定期的にタムラグループ各社の監査を実施しております。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は、監査役補助者を任命しなければなりません。監査役補助者の職務の独立性・中立性を担保するため、監査役補助者の選定、解任、人事異動、賃金等については全て監査役会の同意を得た上でなければ取締役会で決定できないものとするともに、監査役補助者の評価は監査役会が独自に行うことになっております。

- b. 監査役補助者に対する指示は監査役が行い、業務の執行に係る役職を兼務してはならないことになっております。

(7) タムラグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. タムラグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき、取締役及び使用人は、タムラグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制を整備しております。
- b. 監査役への報告者及び内部通報者に対しては、不利益な扱いを行わないことを周知、徹底しております。
- c. 社外監査役には主に財務、法務等企業活動に対する見識豊富な人材を登用し、監査役監査の充実を図るとともに、総合監査本部との連携により適切で効果的な監査業務を遂行しております。
- d. 監査役会は、定期的に代表取締役と会合を持ち、監査役会の意見が経営に反映され、効果が得られるよう、忌憚のない意見交換を行っております。
- e. 監査役職務の遂行上発生する費用は、毎期予算計上するとともに、緊急臨時を問わず会社が負担しております。

#### (8) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、重要情報の網羅的収集及び適時・適切な情報開示を徹底しております。

そのために必要となる開示に係るシステムの構築、内部統制基本規程等の整備、運用、情報と伝達、モニタリング、IT対応のシステムの整備等を行って対処しております。

#### (9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

##### a. コンプライアンスに関する取組みの運用状況

タムラグループは、倫理法令遵守規程やコンプライアンスに関する社内規程を整備し、また、コンプライアンスに係る方針・指針の立案とその評価を行う機関としてCSR経営委員会を設けて活動しております。

2021年度のコンプライアンスに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・潜在するコンプライアンス・リスクの顕在化とその排除
- ・コンプライアンスに関する情報を全社員にメールマガジン形式で配信
- ・不正競争防止、下請法、情報管理などリスクの高い分野への研修実施を通じた、コンプライアンス意識の高揚と組織風土醸成の推進

##### b. リスク管理に関する取組みの運用状況

タムラグループは、リスク管理規程や内部通報規程、情報管理規程等の社内規程を整備し、また、リスクマネジメント対応施策を監督する機関として、前述のCSR経営委員会を設けて活動しております。

2021年度のリスクマネジメントに関する主な取組みは下記のとおりです。

- ・緊急事案発生を想定した当社及び国内子会社の初動訓練の実施
- ・情報管理、労働安全、ハラスメント防止等の正しい理解をテーマとした研修の実施
- ・内部通報社内周知のためのポスター掲示
- ・新型コロナウイルス感染対策の推進

##### c. 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、タムラグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会規則、職務権限規程等で、取締役会の判断決議する事項と、執行役員への委任事項を定めております。

取締役会では経営の意思決定を効率的かつ迅速に行い、セグメント毎に執行役員が中心となる経営会議で業務執行に関する審議を行っております。タムラグループ全体で共有する経営目標として中期経営計画を策定し、経営会議で進捗確認と推進を図っております。その総括した報告として、取締役会で定期的に中期経営計画の振り返りを実施し、経営状況の把握しております。

##### d. タムラグループにおける業務の適正を確保するための取組みの運用状況

当社は、タムラグループ全体の業務執行が適正に行われるよう、内部統制基本規程、職務権限規程、子会社管理規程等により各事業部門や各子会社における内部統制の整備・運用、責任と権限、管理の方法を定めております。また、業務活動の適正性を担保するため、内部監査部門として代表取締役直轄の総合監査本部を設置しており、年間監査計画に基づきタムラグループ各社の業務執行の適正性、合法性、合理性、妥当性、効率性について監査し、評価と提言を行っております。

2021年度の業務の適正を確保するための主な取組みは下記のとおりです。

- ・経営会議における各事業部門の運営状況報告の確認
- ・経営会議における主要子会社の経営状況報告の確認
- ・子会社管理規程で定めた各子会社から当社へ報告すべき事項の確認
- ・総合監査本部による各事業部門及び子会社の内部監査・内部統制評価の実施
- ・内部監査結果・内部統制評価結果の取締役会及び代表取締役への報告

##### e. 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの運用状況

当社は、監査役制度の実効性が維持向上されるよう監査役会規則、監査役監査基準等を整備し、維持しております。

2021年度の監査役の主な取組みは下記のとおりであります。

- ・会社法改正に伴う監査役会規則、監査役監査基準等の改正
- ・経営会議、CSR経営委員会等重要な会議への出席
- ・事業部門、国内の子会社・事業部門への往査及び海外子会社のリモート監査
- ・代表取締役との定期意見交換会及び社外取締役と監査役会との定期会合の開催
- ・会計監査人の独立性、職務執行体制、品質管理体制等について会計監査人との意見交換
- ・会計監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議及びその監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を要求
- ・総合監査本部との連携を密にした監査の実効性と効率性の向上
- ・内部通報制度の運用、通報情報について担当部門から監査役へ適宜の報告

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

タムラグループ各社の取締役及び使用人は、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもってはならないことになっております。

タムラグループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの不当な要求に対して、毅然とした対応をとるべく、「タムラグループ行動規範」に具体的かつ明確にその旨を宣明し、グループ全体で周知徹底を図っております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要

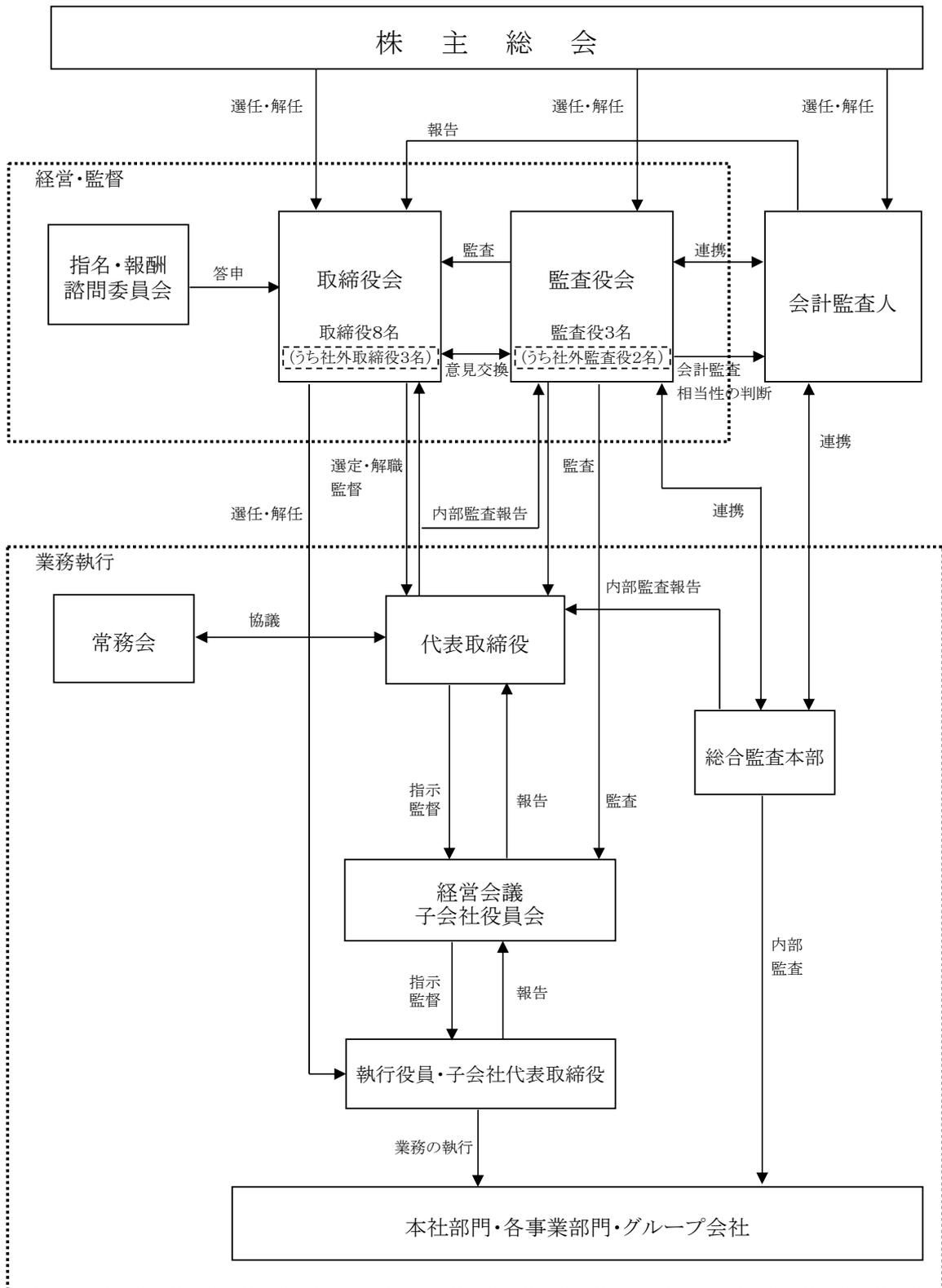
当社及び当社グループ各社は、投資者が適切な投資判断を行う上で必要な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供することにより、流通市場において公正な価格形成を確保し、健全な発展を図ることが重要であることを認識しております。

当社では、取締役会・監査役会・経営会議・常務会等を通じて当社及び当社グループ各社における重要な決定事実及び発生事実を決定又は報告する体制を整えております。緊急に判断を要する事項については定例会議等を待たずに臨時取締役会等の重要会議を開催して意思決定を行い、突発的な発生事実に関しては迅速に経営トップに情報が伝わるよう情報ルートを構築しております。さらに経営管理本部長が会社情報取扱責任者であり、投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を把握・管理し、適時・適切に情報開示する必要性を常に検証し、会社情報管理を執行しております。

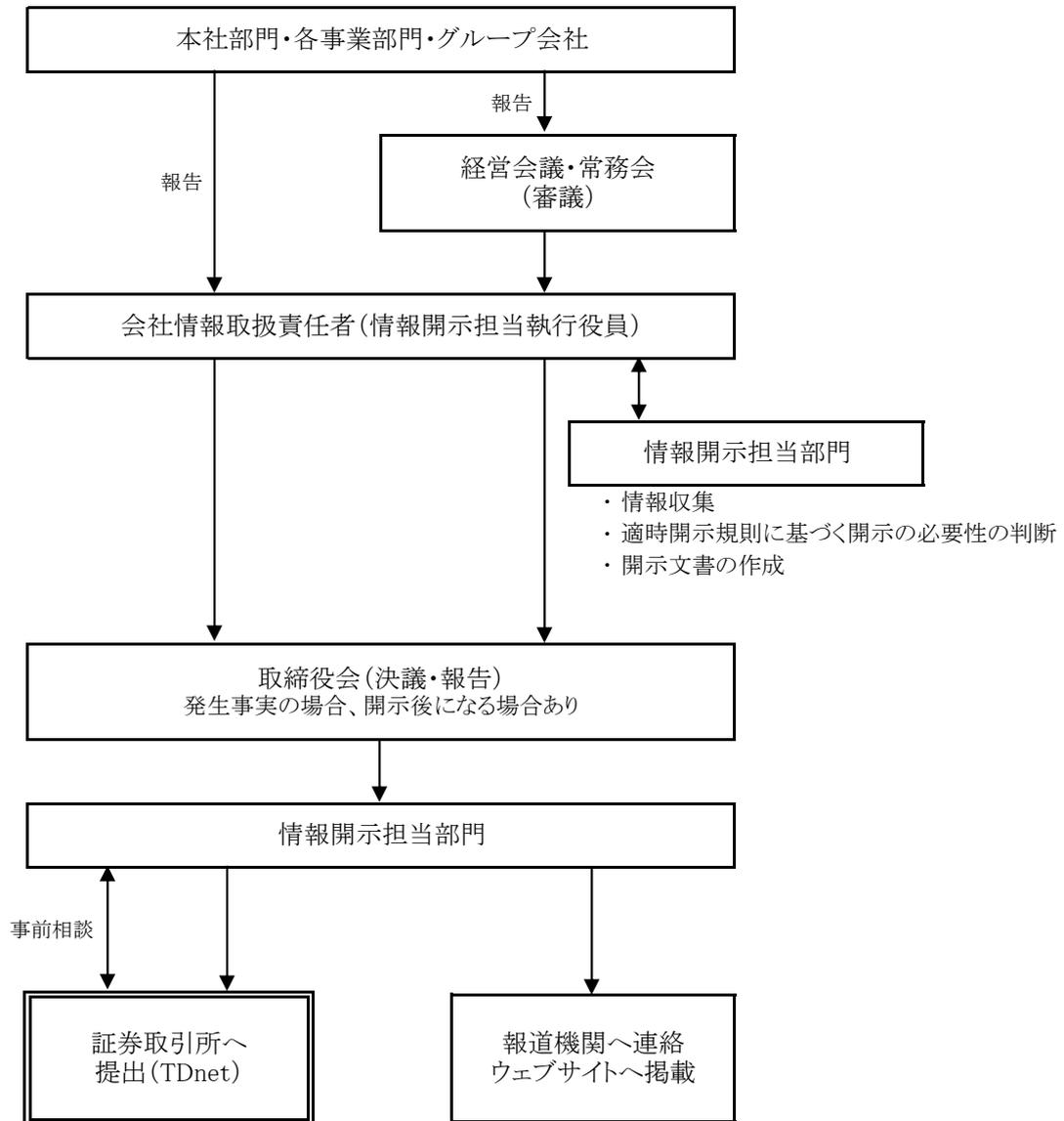
また当社が上場する東京証券取引所を通じて公開した情報は、一般個人株主等の利便性を考慮して速やかに当社ウェブサイトにて公開しております。

一方、内部者取引（インサイダー取引）問題に関しては、公正な価格形成の確保と内部者取引の未然防止を図る観点からインサイダー取引に関する社内規則を制定し、情報管理を徹底しております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



(別紙)

【取締役及び監査役の主要な経験分野・専門性】(スキルマトリックス)

		企業経営	国際性・ グローバル 経験	研究開発・ 技術	製造・ 品質	営業・ マーケティ ング	法務・ リスク管理	財務・ 会計
代表取締役会長 田村 直樹	取締役会議長/ 指名・報酬諮問委員	●	●		●		●	
代表取締役社長 浅田 昌弘	指名・報酬諮問委員	●	●			●	●	
取締役常務執行役員 橋口 裕作		●	●	●				●
社外取締役 蓑宮 武夫	独立役員/ 指名・報酬諮問委員会委員長	●		●	●			
社外取締役 窪田 明	独立役員/ 指名・報酬諮問委員	●	●	●				
社外取締役 渋村 晴子	独立役員/ 指名・報酬諮問委員/弁護士						●	
取締役上席執行役員 南條 紀彦		●	●			●		
取締役上席執行役員 齋藤 彰一		●	●	●	●			
監査役 横山 雄治			●				●	●
社外監査役 守屋 宏一	独立役員/弁護士	●					●	
社外監査役 戸田 厚司	独立役員/ 公認会計士・税理士							●